

減免の対象となる障害の範囲

減免の対象となる障害の範囲は、障害者手帳等の区分に応じて次の表のとおりです。なお、本項において身体障がい者等本人が運転する場合は本人運転、生計同一者又は常時介護者が運転する場合は生計同一者運転と表記しています。

(1) 身体障害者手帳による区分

障害の区分		障害の級別（該当する障害の程度）					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害	本人運転	○	○	○	○(※1)	×	×
	同一生計者運転	○	○	○	○(※1)	×	×
聴覚障害	本人運転	／	○	○	×	／	×
	同一生計者運転	／	○	○	×	／	×
平衡機能障害	本人運転	／	／	○	／	×	／
	同一生計者運転	／	／	○	／	×	／
音声機能障害	本人運転	／	／	○(※2)	×	／	／
	同一生計者運転	／	／	×	×	／	／
上肢不自由	本人運転	○	○(※3)	×	×	×	×
	同一生計者運転	○	○(※3)	×	×	×	×
下肢不自由	本人運転	○	○	○	○	○	○
	同一生計者運転	○	○	○(※4)	×	×	×
体幹不自由	本人運転	○	○	○	／	○	／
	同一生計者運転	○	○	○	／	×	／
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	本人運転	○	○	×	×	×
		同一生計者運転	○	○	×	×	×
	移動機能	本人運転	○	○	○	○	○
		同一生計者運転	○	○	○	×	×
心臓機能障害	本人運転	○	／	○	×	／	／
	同一生計者運転	○	／	○	×	／	／
じん臓機能障害	本人運転	○	／	○	×	／	／
	同一生計者運転	○	／	○	×	／	／
呼吸機能障害	本人運転	○	／	○	×	／	／
	同一生計者運転	○	／	○	×	／	／
ぼうこう又は直腸機能障害	本人運転	○	／	○	×	／	／
	同一生計者運転	○	／	○	×	／	／
小腸の機能障害	本人運転	○	／	○	×	／	／
	同一生計者運転	○	／	○	×	／	／
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	本人運転	○	○	○	×	／	／
	同一生計者運転	○	○	○	×	／	／
肝臓機能障害	本人運転	○	○	○	×	／	／
	同一生計者運転	○	○	○	×	／	／

(1) 表中において、○は該当、×は非該当、斜線は障害の級別に該当級がないものです。

(2) 障害の区分が複数にわたる場合は、障害ごとの等級で判断します。

(※1) 4級の場合は、4級の1のみ該当します。

(※2) 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り、本人所有で本人運転のみ該当します。

(※3) 2級の場合は、2級の1及び2級の2のみ該当します。

(※4) 同一生計者又は常時介護者運転の3級の場合は、3級の1のみ該当します。

(2) 戦傷病者手帳による区分

障害の区分		重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	本人運転	特別項症から第4項症までの各項症
	同一生計者運転	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	本人運転	特別項症から第4項症までの各項症
	同一生計者運転	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	本人運転	特別項症から第4項症までの各項症
	同一生計者運転	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	本人運転	特別項症から第2項症までの各項症(※1)
	同一生計者運転	非該当
上肢不自由	本人運転	特別項症から第3項症までの各項症
	同一生計者運転	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	本人運転	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
	同一生計者運転	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	本人運転	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
	同一生計者運転	特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害	本人運転	特別項症から第3項症までの各項症
	同一生計者運転	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	本人運転	特別項症から第3項症までの各項症
	同一生計者運転	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸機能障害	本人運転	特別項症から第3項症までの各項症
	同一生計者運転	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸機能障害	本人運転	特別項症から第3項症までの各項症
	同一生計者運転	特別項症から第3項症までの各項症
小腸の機能障害	本人運転	特別項症から第3項症までの各項症
	同一生計者運転	特別項症から第3項症までの各項症

(※1) 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り、本人所有で本人運転のみ該当します。

(3) 療育手帳による区分

障害の区分		障害の程度（総合判定）			
		A 1	A 2	B 1	B 2
知的障害	本人運転	○	○	×	×
	同一生計者運転	○	○	×	×

(1) 沖縄県における障害程度の区分は、A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の区分となっています。なお、障害程度の区分表示については、都道府県により異なります。

(4) 精神障害者保健福祉手帳による区分

障害の区分		障害の級別		
		1 級	2 級	3 級
精神障害	本人運転	○	×	×
	同一生計者運転	○	×	×

(1) 上記の手帳に加え、自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方に限ります。